

## 監査の結果及び意見（総論）

以下は、「 監査の結果及び意見」の要約である。

### 1．船橋市民文化ホール

#### (1) 委託契約（館内保守業務）について

夜間警備、エレベーター保守点検業務等については、いずれも随意契約であり見積り合わせは行っていない。

また、保安管理業務と清掃業務については指名競争入札により業者を選定しているものの、保安管理業務は平成 12 年度以降 3 年間、清掃業務は平成 10 年度以降 5 年間同一業者が選定されている。また、落札率（「落札価額 / 設計価額」で計算）は、平成 14 年度は保安管理業務が 88%、清掃業務は 95%、平成 15 年度においては保安管理業務、清掃業務ともに 94%となっている。

随意契約の業務については、同様の業務を行う業者は多いため、見積り合わせを行い委託料相場の把握や委託料の削減に努めるべきである。また、保安管理業務や清掃業務については、指名参加業者数を増やしたり、あるいは一般競争入札を導入し、もっと入札参加者を増やすことにより落札率の改善に努めるべきである。

#### (2) 管理運営の包括委託について

市民文化ホールでは、平成 17 年 4 月を目途に、現在、市で直営している維持管理を外部に委託することを検討している。しかし、本当に外部委託が必要かどうか十分検討する必要があると考える。

公の施設の管理は、平成 15 年度の地方自治法改正で指定管理者制度が創設されたことに伴い、第三セクター以外の民間事業者でも可能となるので、能力と積極性を有する事業者をプロポーザル方式等の手法で選択しうることになる。また、PFIによれば、民間事業者が複数年度にわたって施設の管理運営を包括的に行うため、専門的な企画能力や管理能力を活かした運営が可能となるので、やはり検討の余地があるものとする。

#### (3) その他

- ・財産台帳について、個々の附属設備の記載や土地価額の記載がなかった。
- ・施設の大規模修繕の計画が策定されていなかった。
- ・自主事業のうち、採算を重視すべきパッケージ型の事業（プロモーション会社から企画内容を買う。）について、10 事業のうち黒字となっているのは 3 事業のみであった。

等

## 2．船橋市海浜公園

### (1) 余熱棟について

船橋市海浜公園の余熱事業は、平成 4 年に約 24 億円もの多額の資金を投入して実施されたにもかかわらず、公益的目的を十分に果せぬまま、わずか 9 年で廃止された。現在、余熱棟は大部分が利用されていない遊休状態となっている。

余熱事業廃止の直接の原因は高温水配管の漏水である。この漏水は、この地域が海岸の埋立地で地下に海水が浸透し、不均一な土壌の埋立地に金属製の配管を埋設したために、配管が腐食して発生したと考えられる。しかし、そもそも埋立地に配管を埋設する以上、建設計画段階からこのようなリスクを予見し対応策を講じておけば、もっと違った展開になったのではないかと思われる。

余熱棟を現在の遊休状態のまま放置しておけば、今後も管理コストの発生による市の財政負担が続き、施設の破損や倒壊によって不測の災害が発生するおそれもなしとしないため、早急に転用方法等を検討する必要があると考える。

なお、余熱事業が廃止に追い込まれるに至ったこうした苦い経験は、今後の市における他の新規または追加投資の計画を検討するにあたって、反省材料として十分生かされなければならないものとする。

### (2) その他

- ・財産台帳について、工作物台帳が作成されていない等の不備があった。
  - ・備品管理について、保管状況の調査が実施されていなかった。
  - ・現金出納帳の記帳や領収書管理の状況に不備があった。
  - ・補助金算定方法が具体的に定められていなかった。
- 等

## 3．船橋市本町駐車場

### (1) 利用実績の低下について

船橋市本町駐車場は、利用台数、回転率、利用料金収入が年々減少している。原因としては、周辺に時間式駐車場が増加したこと、市役所前の駐車場が土曜日、日曜日及び祝日に無料開放されていること、車高の高い RV 車等への対応ができていないこと等が挙げられる。これに対し、市も管理団体たる(株)船橋市街地改造公社も現時点においては、効果的改善策を見出すに至っていない。よって、この状態が今後も継続すると(株)船橋市街地改造公社の財源不足分が市の財政負担の増加につながるおそれもある。利用者の分析を行った上で、もっとその利便性を高め利用率のアップにつなげる方策を考えることが望ましい。

### (2) (株)船橋市街地改造公社と船橋北口駐車場(株)の統合について

平成 15 年 10 月に公表された「船橋市財政健全化プラン」によれば、平成 16 年度に、本町駐車場を管理している(株)船橋市街地改造公社と船橋北口駐車場(株)の統合が予定されている。この統合が実現すれば、本町駐車場、船橋駅南口地下駐車場、フェイス駐車場及び船橋北口駐車場の 4 駐車場が 1 つの外郭団体によって管理運営されることとなり、一層の業務の効率化が図れるものと期待されている。

両社の統合にあたっては、今後の市の関与の度合いをどう方向づけるのか、平成15年度の地方自治法改正により創設された指定管理者制度（民間事業者に施設を管理させることが可能となる。）への対応をどうするか、等に留意する必要がある。

(3) その他

- ・ 随意契約の業務（駐車場保守業務）につき、複数業者からの見積書を徴しておらず見積り合わせをしていなかった。
  - ・ 施設の大規模修繕の計画が策定されていなかった。
  - ・ 財産台帳の整備が不十分だった。
  - ・ 現金、回数券の管理が徹底されていなかった。
- 等

#### 4．船橋北口駐車場

(1) 有価証券の運用及び管理について

船橋北口駐車場を管理している船橋北口駐車場株は、株式や投資信託を保有しているが、平成15年12月末現在で118百万円の含み損が発生している。公益的な事業を行っていることから必要資金に不足を発生させるリスクのある投資は控えることが望まれる。また、保有している有価証券については、運用方針等を策定し明文化していくこと、同時に今後の資金需要に応じて資金化を図っていくことが望まれる。

(2) 建設協力金の返済計画について

船橋北口駐車場株は、東武百貨店等から25億円の建設協力金を収受しており、平成12年度から返済を開始している。返済期限は平成21年度であるが、会社の試算では、約定どおり返済していくと平成20年度には68百万円の資金不足をきたしてしまうことが見込まれる。したがって、市及び会社としては、増収対策の検討や委託費等経費の見直しを図るとともに先方と協議し、こうした資金不足をきたさないような対策を講じることが望まれる。

(3) その他

- ・ 委託業務（駐車場運營業務）について、1社随意契約となっているが、船橋北口駐車場株の費用に占める委託料割合が重要性を増してきていることから、他社との見積り合わせ等を実施すべきである。
  - ・ 施設の大規模修繕の計画が策定されていなかった。
- 等

## 5. 船橋市アンデルセン公園

### (1) アンデルセン公園の拡張計画について

アンデルセン公園について、平成 13 年 12 月に事業計画の変更が千葉県知事により認可され、これにより公園は、今後拡張される予定となっている。

この計画によれば、用地買収面積が 13 万 8 千<sup>2</sup>m<sup>2</sup>増加することになり、拡張部分の開発には用地費だけでも約 36 億円の事業費が発生する見込みとなっている。

一方、公園の拡張により来園者は 16 万 5 千人増加するものと予測されているが、この予測は現在の年間来園者数を公園面積で除した 1 m<sup>2</sup>あたり来園者数に、拡張面積を単純に乗じて算出されたものである。つまり、この来園者数の増加予測は、今までの来園者実績が今後もそのまま続き、拡張面積に比例して増加するという前提に立った計算になっており、将来の少子化や高齢化といった社会環境の変化による影響等は考慮されていない。

現在、アンデルセン公園の全体収支は毎年多額のマイナスとなっている。したがって、公園を拡張すると更にマイナスが拡大し、市の財政負担がそれだけ増大することになるものと思われる。また、料金値上げによる収支改善を目指しても、交通アクセスに難がある点を考えると、必ずしも増収に結びつかず、既存施設の収支が現状よりも悪化するおそれすらある。

以上のようにアンデルセン公園の拡張計画を考えてみると、それが都市公園としての整備であり、いわゆる「テーマパーク」とは性格が異なる施設の拡張である点を考慮しても、そこに投下される事業費の規模からみて、現在の市の財政事情の下においては、より慎重な判断が求められるべきである。よって、この拡張計画については、

- ア．多くの市民が求め、かつ満足できる条件を満たしたものであるか
- イ．拡張の必要性と市財政への影響度のバランスを取ったものであるか
- ウ．少子化・高齢化等の社会環境の変化を十分に考慮した事業予測に基づくものであるか

等の観点から改めて検討を加え、その実行の是非を問わなければならないものと考ええる。

### (2) 稼働率の低い施設について

アンデルセン公園の子ども美術館内にある「創作スタジオ」は、映像機器や音響機器を揃えた本格的スタジオであるが、高額な運営委託費が必要なうえ利用者が少なく、ほとんど稼働していない。

施設の建設にあたっては、事前に需要見込みや運営費用を試算したうえで、設備投資の意思決定を慎重に行う必要があると考える。

### (3) その他

- ・財産台帳について、取得価額の記載がない等の不備があった。
  - ・財団法人船橋市公園協会の委託契約について会計規程に則していないものがあった。
  - ・補助金算定方法が具体的に定められていなかった。
- 等

## 6．船橋市総合体育館

### (1) 委託契約について

施設管理を市から受託している財団法人船橋市文化・スポーツ公社において、設備監視業務、清掃業務、受付業務、スイミングスクール運営業務については、すべて契約額が 10 百万円以上であるにも拘わらず随意契約となっており、更に複数業者による見積り合わせも実施されていない。

今後は、契約内容を再検討し、指名競争入札が適当な場合は入札とし、委託料の削減及び落札率の改善を図って行く必要がある。また、随意契約においても 2 人以上の者から見積書を徴し、見積り合わせを実施して委託料削減を目指す必要がある。

### (2) 低稼働設備（オーロラビジョン）について

メインアリーナには、平成 5 年度に 656 百万円を投じてオーロラビジョン（大型映像装置）を設置したが、使用実績は年間数件と利用度が低い。原因としては、オーロラビジョンの使用を必要とするイベントが少ないこと、他の利用料金に比し料金が高く、かつ、別途にオペレーティング費用がかかることが挙げられる。

また、設置後 10 年以上経過しているため、設備の老朽化が進んでいることから、修繕費等の維持管理コストが増大するおそれもある。

今後は、オペレーティング業者と当該費用について見直しを行ったり、簡易な使用の場合は、外部のオペレーターを利用しない方法も検討する等利用度向上の方策を講じる必要があると考える。また、設備維持に係るコストの増大も予想されるため、利用者のニーズと発生コストを勘案して、利用廃止等も視野に入れた将来計画を策定する必要があると考える。

### (3) その他

- ・財産台帳について、工作物台帳が作成されていない等の不備があった。
  - ・施設の大規模修繕の計画が策定されていなかった。
  - ・市から公社への補助金のうち、公社の一般管理費のうちどの部分が補助金対象となるのか明確になっていなかった。
- 等

## 7．船橋駅南口再開発ビル（保留床のみ）

### (1) 市債及び一般会計繰入金の償還等計画について

ビルの建設にあたっては、市債が 171 億円と多額に発行されているが、当該市債は平成 14 年度から 30 年間で償還する計画となっている。償還財源は、保留床の賃貸収入と一般会計からの繰入金である。なお、一般会計繰入金は、平成 40 年度より特別会計から一般会計への繰出が開始されることになっており、その繰出金の財源については、当面は賃料収入で賄い、その後は平成 57 年度で保留床を処分して全額償還される計画となっている。この償還計画の前提条件については、（ア）一般会計繰入により、それだけ一般会計の用途が制限されること、（イ）保留床の賃料水準が下がらないこと、（ウ）保留床の処分時価が現在よりも値上りするとされていること、といった問題がある。これらの前提条件については、現実との乖離が発生する可能性や、

変化するリスクが考えられることから、より慎重かつ保守的に考えて変化が発生した場合一般会計において負担すべき金額がどのくらいか検討する必要がある。

(2) 駐車場の利用状況について

船橋駅南口再開発ビルに設置されている駐車場は、開業（平成 15 年 4 月）から 10 月末までの 1 日平均駐車台数が 28 台であり、回転率はわずか 0.22（1 日平均利用台数 / 時間貸し利用可能台数）に過ぎない。その原因としては、近隣駐車場に比べて料金が高いこと、大通りから入口まで迂回しなければならず、案内も分かりにくいこと、ビル利用者等に対する割引措置がない等、PR 対策が今一つであることがあげられる。このため、早急に利用度の向上が図られなければならない。そのためには、案内表示の強化や、商業施設利用者に対する駐車割引制度の導入等抜本的な対策が必要であり、それでも改善の見込みがなければ収支計画自体の見直しをすべきである。

(3) その他

- ・大規模修繕計画は現在策定中であるが、修繕項目について実施時期や費用を試算し、その結果を起債等償還計画にも織り込む必要がある。
- 等

## 8 . 船橋市勤労市民センター

(1) 委託契約について

市から施設の管理を受託している財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターにおいては、同センターの委託業務の金額上位 3 件について、平成 12 年度から 14 年度まで同一の業者がほぼ同一の金額で選定されている。また、選定方法は指名競争入札であるが、平成 11 年度から 14 年度まで指名参加業者は 3 社でありかつ同一業者であった。更に、平成 13 年度においては、落札率が清掃、電気等設備保守管理及びホール等設備操作保守管理の 3 業務とも 100%であった。

予算額や設計額は、前年度の契約額やその後の諸事情を十分勘案して決定し、委託料の削減を図る必要がある。また、指名参加業者数を増やすことにより落札率の改善を図り、コストの削減を図る必要がある。

(2) その他

- ・財産台帳について、附属設備が区分されていない、土地価額の記載がない等の不備があった。
- ・備品管理について、定期的な照合がなされていない等の不備があった。
- ・施設の大規模修繕の計画が策定されていなかった。

等

## 9. 船橋市中央図書館

### (1) 施設清掃業務の委託について

施設清掃の業務については、指名競争入札により業者選定が行われているが、平成13年度及び14年度とも落札業者及び落札金額は同一であった。これは、平成14年度の予定価格及び設計額が、前年度と同一であり、入札業者も前年度と同一の金額で入札したためと考えられる。

今後、設計額、特に人件費や経費については毎年見直しを行うことにより、コスト削減に努める必要がある。

### (2) 開館時間について

船橋市中央図書館の開館時間は、月曜日等の休館日を除き午前9時30分から午後5時までであるが、水曜日及び金曜日は、午後7時まで開館時間を延長している。当該図書館は、JR船橋駅から徒歩10分程度という便利な立地条件下にあるが、午後4時から5時までの時間帯をピークに、それ以降の時間帯の利用者が大幅に減少する傾向となっている。したがって、もっと利用者の利便性を高めるため、全ウィークデーについて開館時間の延長を検討すべきではないかと考える。

### (3) 人口1人当たり年間貸出冊数について

船橋市中央図書館を含む市立4図書館の1人当たり年間貸出冊数は2.6冊であり、千葉県平均や全国貸出上位10%平均に比較してかなり低い。原因としては、面積が広く人口が多い割には貸出拠点が少ないことや利用者のニーズが的確に把握されていないこと等が考えられる。よって、今後は、利用者層や種類別貸出冊数のデータ等をもとに貸出拠点ごとの利用者のニーズを把握して、それに応ずるような蔵書の購入や配置を実施していく必要があると考える。また、職員についても有資格者(司書)を増やし、利用者のニーズに応えられる人材を配置する必要があると考える。

### (4) その他

- ・財産台帳について、土地価額が建物台帳に含まれていたり、備品台帳がない等の不備があった。
  - ・備品管理について、定期的な照合がなされていなかったり、備品整理票の貼付もれがある等の不備があった。
  - ・中央図書館を含む船橋市の図書館の人員構成について、全国平均と比較して非常勤職員や有資格者(司書)の割合が低い等の問題があった。
- 等

## 10. 一宮少年自然の家

### (1) 委託業者の選定と契約方法について

芝生の維持管理、寝具類の賃貸借等の委託業務について、平成12年度から14年度の間、14件中12件が同じ業者に委託されており、更に、うち8社は金額水準も変わっていない。更に、この12件はいずれも随意契約であるが、うち11件は他社との見

積み合わせを行っていない。見積み合わせの実施や、最も金額の高い給食業務については繁忙期（5月から10月）のみの契約とする等の検討が必要である。

(2) 施設運営について

一宮少年自然の家は、毎年11月から4月にかけてのオフシーズンは利用者が極端に少なくなっている（利用団体数：平成14年4月から9月まで103団体、平成14年10月から15年3月まで39団体）。一方、自然の家について平成14年度の市の財政負担（差引行政コスト）は142百万円であり、利用者1人当たりの差引行政コストは、7,413円とかなり高いものとなっている。

施設の効率的運用という観点からは、成人も利用できるような方策を講じる等収入の増加を図る必要があると考える。

また、財政負担を軽減できるだけの利用者の増加による収入確保が見込めない場合は、オフシーズン中は施設を閉鎖して運営費を最小限に抑えたり、委託業務を業務量に応じた契約に切り換えたり、職員の配置を変えたりすることで、その間の運営費をできるだけ低く抑え込むような方策を講じることが必要と考える。

(3) その他

- ・財産台帳について、工作物台帳が作成されていない等の不備があった。
  - ・備品管理について、保管状況の調査が実施されていなかった。
  - ・施設の大規模修繕の計画が策定されていなかった。
- 等

11. 行政コスト計算書について

各施設に関する平成14年度の行政コストの試算結果は、次のとおりである。

（単位：千円）

項目	船橋市民文化ホール	船橋市海浜公園	船橋市本町駐車場	船橋北口駐車場	船橋市アンデルセン公園
・人に係るコスト	135,688	68,256	26,582	55,116	290,097
・物に係るコスト	107,050	351,839	45,804	465,887	688,883
・その他のコスト	-	-	31,418	38,341	129,675
行政コスト合計	242,739	420,096	103,805	559,345	1,108,657
収入合計	23,783	174,383	46,487	482,868	445,810
差引行政コスト	218,955	245,713	57,317	76,476	662,846
市民1人当たり差引行政コスト	391円	439円	102円	137円	1,184円
利用者1人当たり差引行政コスト	1,220円	2,709円	-	-	1,611円
利用台数1台当たり差引行政コスト	-	-	892円	97円	-



(単位:千円)

項目	船橋市総合 体育館	船橋駅南口 再開発ビル	船橋市勤労 市民センター	船橋市中央 図書館	一宮少年 自然の家
・ 人に係るコスト	67,955	75,617	28,372	171,410	57,041
・ 物に係るコスト	970,434	420,908	149,757	139,900	106,164
・ その他のコスト	166,462	303,200	23,744	45,742	1,448
行政コスト合計	1,204,852	799,725	201,874	357,052	164,654
収入合計	203,735	439,306	55,116	4,121	22,547
差引行政コスト	1,001,117	360,418	146,758	352,931	142,106
市民1人当たり 差引行政コスト	1,788 円	643 円	262 円	630 円	254 円
利用者1人当たり 差引行政コスト	2,142 円	-	471 円	-	7,413 円

(注) 1.船橋市海浜公園の利用者は、プール利用者数を採用している。

2.船橋駅南口再開発ビルは、平成 15 年度予算を利用している。

(1) 船橋市民文化ホールについて

平成 14 年度で減価償却が完了しているため、今後は減価償却費の負担がなくなるものの、修繕費用の負担や資産の買い替えによる資金負担が予想される。

(2) 船橋市海浜公園について

遊休状態にある余熱棟に係るコストとして、直接費として平成 14 年度は 13,714 千円、減価償却費として 99,474 千円、計 113,188 千円が含まれている。もし、この余熱棟施設が遊休状態のまま転用の方針が決まらず推移すると、今後も多額のコストが発生し続けることになる。

なお、企業会計上では、転用見込みのない遊休資産があれば除却損処理しなければならないことになっており、余熱棟施設の平成 14 年度末の帳簿価額は約 14 億円となっているため、この金額が除却損処理すべき額として扱われることになる。

(3) 船橋市本町駐車場について

平成 14 年度の利用台数 1 台当たり差引行政コスト(利用料金収入以外で補完する金額)は、利用台数の減少が響いて 892 円となっている。周辺に市営の駐車場や民間の駐車場が多数存在してきている中で、本町駐車場に年間 5 千万円を超える差引行政コストを負担していただくだけの必要性が認められるのか、今後の利用状況を見極めた上で判断していくことが望ましい。

(4) 船橋北口駐車場について

利用台数 1 台当たり差引行政コストは、平成 14 年度は 97 円となっており、平成 12 年度よりも 16 円減少している。

(5) 船橋市アンデルセン公園について

平成 12 年度から 14 年度までに差引行政コストは減少しているものの、今後、計画されている拡張工事がなされると、拡張部分の追加運営コスト、新たな建設施設の減価償却費等の追加コストが発生する。この追加コストの金額は、現段階においては年間 90,377 千円、市民 1 人当たり差引行政コストは 161 円と試算される。

(6) 船橋市総合体育館について

差引行政コストが他施設に比べ高水準にあるが、これは減価償却費や外部委託料の負担が多額であることが主な原因である。減価償却費は削減できないため、今後は委託業務を職員が実施する等により外部委託料負担を引き下げる必要がある。

(7) 船橋駅南口再開発ビル（保留床のみ）について

平成 15 年 4 月より稼働しているため、平成 15 年度予算ベースで保留床部分のみの試算となっているが、差引行政コストは年間 360,418 千円、市民 1 人当たりでは 643 円と試算される。なお、駐車場収入については、平成 15 年度予算ベースでは 99,111 千円となっているが、実績（開業した平成 15 年 4 月から 10 月末まで）は、極めて低水準である。予算収入が達成できるような努力が必要である。

(8) 船橋市勤労市民センターについて

平成 12 年度から 14 年度までの差引行政コストは年々減少傾向（2 年間で 10,768 千円の減少）にあるものの、施設利用者も減少傾向（2 年間で 20,694 人の減少）にあるため、利用者 1 人当たり差引行政コストは同じ期間でほとんど減少していない。

(9) 船橋市中央図書館について

平成 14 年度の差引行政コスト 352,931 千円のうち 171,410 千円（約 48%）が人件費であり、人件費の占める割合及び金額の大きさがかなり高水準にある。

(10) 一宮少年自然の家について

利用者 1 人当たり差引行政コストが著しく高いが、これは、11 月から翌年 4 月までの半年間は利用者が極端に少なくなるにもかかわらず、運営費だけは通年にわたって発生しているためである。